

地改良ノ事業ニ着手スルカ如キフトハ最モ戒慎セサルベカラス
所ナルベク而モ此等ノ點ニツキテハ獨リ事業ノ設計監督者及
企業者ニ於テ自家ノ責任及利益ノ為ニ省慮セサルベカラサル
ノミナラス又本計畫ニ對シ或ハ事業資金ヲ供給シ或ハ補助
金ヲ支出セムトスルモ亦嚴ニ之カ監視ヲ怠ラス苟モ事業
地ノ適當ヲ缺キ企業困難見ノ杜撰ニ至ルカ如キモノニ對シテ
ハ斷乎トシテ之ヲ抑制スルノ舉ニ出テスニバ其禍害ノ波及
スル所慮ニ直接當事者ノミニ非ルベキコト敢テ細論ノ要ナ
カラム

訂正

大正十五年四月

四、五、校務督府長所

土地改良事業實施方法

土地改良事業實施方法

目次

- 第一 實施期間及面積
- 第二 工事施行方法
 - 甲 大規模土地改良事業
 - 乙 小規模土地改良事業
 - 丙 開墾干拓ヲ主トスル事業
- 第三 土地改良會社ノ計畫
 - 甲 東拓關係ノ要綱
 - 乙 新會社關係ノ要綱

第一 實施期間及面積

本計畫畫ハ大正十五年度以降十二年間（工事完了ハ十四ヶ年）ニ總面積三十五万町歩ノ土地改良事業ヲ行フニシテ毎年施行豫定面積ハ別冊朝鮮產米増殖計畫要綱附表第六表記載ノ通りトス

第二 工事施行方法

前掲三十五万町歩ハ大体左記區分ニ依リ實施セムトス

甲、大規模ノ土地改良事業（灌漑改善地目交換及之ニ伴フ開墾干拓事業ニシテ二百町歩以上ノモノ）此ノ面積

百町歩以上ノモノ
交換及之ニ伴フ開墾干拓事業ニシテ二百町歩以上ノモノ

右ハ東拓及民間会社ニ設立斗画中ノモ
 事業ヲ為シ得ル規模ノ施設ヲ為シノ企
 業者ト在記様式ノ如キ契約ヲ依リ事業
 実施ニ當ラシム建余ノ四万所歩ハ従
 来ノ如ク組合自体ニ於テ施行スルモ
 トス

会社ト水利組合トノ間ニ於ケル
 契約ノ様式

水利事業ノ調査設計ハ組合創立者トノ契
 約ニ依リ一定ノ報酬ヲ受ケ一河成(共)
 会社ニ於テ清負ヲ為ス天ノトス
 水利組合成立後ニ於ケル工事ノ施行ニ付
 テハ水利組合ト会社トノ当事者間ノ隨意
 契約ニ依ルヲ原則トスルモ大体左記ノニ
 可法ニ依ルヲ可ナリト認ム
 (-) 水利組合ト会社トノ委任契約ニ依ル場

A. 会社ト組合トノ一定条件ノ下ニ一定
 也也ノ水利工事ニ付委任契約ヲ締結

スル又ノトス
B. 会社ハ組合トノ委任契約ニ基キ一定
地邑ノ水利工事ニ付組合ニ代リテ請
員人ト一切ノ行為ヲ為スモノトス

C. 組合ハ会社ニ対シ一定ノ報酬ヲ支払
フヘキモノトス

(二)

A. 水利組合ト会社トノ請負契約ニ依ル場合
地邑ニ於ケル水利工事ヲ完成スルニ
トス其ノ方法ハ左ノ二トス
イ. 普通請負
ロ. 精算請負

B. 精算請負ハ場合ハ会社カ工事施行ニ

當リ下請ニ付シタルトキハ下請合
ヲ會社直定額トシテ精算金額
ヲ請負金額トシテ組合ヨリ会社ニ支
払フモノトス

C. 精算請負ノ場合ハ組合ヨリ会社ニ対
シ一定ノ報酬金ヲ支払フヘキモノト
ス

會社カ組合ニ対スル瑕疵担保其ノ他ノ
責任ニ就テ

(一)

水利組合ト会社トノ委任契約ニ依ル場
合
A. 請負人ハ組合ニ対シ其ノ請負タル水
利工事ニ対シテハ民法第六百三十八
條ノ瑕疵担保ノ責任スヘキモノト

水利組合
 B 会社カ組合ニ対シ善良ナル管理者ノ
 注意ヲ以テ委任事務ヲ處理スルノ義
 務ニ違反シ得ルニ損害ヲ共ハシルト
 キハ之ヲ賠償スヘキモノトス
 (一) 水利組合ト会社トノ請負契約ニ依ル場
 合
 A 会社ハ組合ニ対シ其ノ請負タル水利
 工事ニ対シテハ民法第六百三十八條
 ノ取仕担保ノ責ニ任スヘキモノトス
 但シ特別ノ契約アル場合ハ此ノ限リ
 ニアラス(期間ハ三ヶ年ヲ可トス)

B 下請人ハ会社ニ対シ前項ト同様ノ責
 任ヲ負フヘキモノトス
 乙 小規模ノ土地改良事業(灌漑改善地目
 復原及之ニ伴フ開墾干拓事業ニシテ面
 積ニ百町歩未満ノモノ)此ノ面積
 六〇、〇〇〇町歩

右ハ道庁ニ相当職負其ノ他ノ設備ノ為
 シ設計并工事実施ノ任ニ當リシム
 丙 開墾干拓ヲ主トスル事業此ノ面積
 五〇、〇〇〇町歩

右ハ企業者ヲシテ自行設計並ニ工事ノ
 実施ヲ為サシム
 但シ東拓又ハ民間会社ニシテ事業經營

上餘被アルトキハ会社ニ依頼シテ清負
ハシムルトモ差支ナシ

五月廿七日
六月廿日
七月七日

本會社ニ
附帯事業
ノ趣旨ニ
出ツ

朝鮮土地改良株式會社設立ノ經過

一、設立ノ事由

今回ノ計畫タル三十五萬町歩ノ土地改良事業ヲ豫定期間内ニ確實ニ實行スルニハ從來ノ儘ニ放任スルトキハ之カ實現ヲ期シ難キヲ以テ朝鮮總督府ハ第一ニ既存ノ東洋拓殖株式會社ヲシテ事業ノ一部ヲ擔當セシメ之ト同時ニ從來朝鮮ニ於ケル土地改良事業ニ經驗アル有力者ヲ網羅セル會社ノ設立計畫ヲ援助シ右兩會社ヲシテ各十萬町歩ノ土地改良事業ノ施行ニ當ラシムルコト、ナリタリ是レ一ハ以テ朝鮮ニ於ケル從來ノ土地改良事業家ヲ一致團結セシメ一ハ以テ東拓ト互ニ競争セシメテ事業ノ進行ヲ促進セシムトスルノ趣旨ニ出ツ

二、會社ノ規模及事業

本會社ハ朝鮮總督府ノ懲勸ノ下ニ設立セラルト雖所謂特殊會社ニ非スシテ純然タル商事會社ナリ其ノ規模ノ概要左ノ如シ
イ、目的 水利組合其ノ他ノ者ノ委託ヲ受ケ土地改良事業ヲ施行シ及之ヲ遂行スルニ必要ナル附帯事業ヲ經營スルコト

(監)一五五一八